

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 6 9 号

平成 27 年 11 月 30 日

月 曜 日

---

## 目 次

---

### 告 示

- 四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域の  
一部を改正する告示 (港営課) 2

### 公 告

- 港湾計画の変更の概要 (整備課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第 14 号

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域（平成 16 年四日市港管理組合告示第 17 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 27 年 11 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

2 水域における制限区域の項中第 32 号を第 33 号とし、第 20 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 19 号の次に次の 1 号を加える。

(20) 昭和四日市石油 SG 栈橋

公 告

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、四日市港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成 27 年 11 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 港湾計画の変更の概要

平成 24 年 11 月 30 日四日市港管理組合公報により、その概要を公告した四日市港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(1) 公共埠頭計画

霞ヶ浦地区

水深 2.4m 物揚場 1 バース 延長 25m [新規計画]

(2) 危険物取扱施設計画

塩浜地区

水深 9.0m ドルフィン 1 バース (専用・耐震) [新規計画]

水深 12.0m ドルフィン 1 バース (専用・耐震) [新規計画]

(3) 大規模地震対策施設計画

塩浜地区

水深 9.0m ドルフィン 1 バース (専用・耐震) [新規計画]

水深 12.0m ドルフィン 1 バース (専用・耐震) [新規計画]

(4) 港湾環境施設整備計画

霞ヶ浦地区 (北ふ頭) 緑地 13ha [既定計画の変更計画]

(5) 土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名		埠頭用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合 計
		霞 ヶ 浦 地 区	北ふ頭	(62) 62	(20) 20		(12) 12
南ふ頭	(82) 82		(34) 34		(8) 8	(10) 10	(134) 134
工業用地				(253) 253		(2) 23	(255) 276
合 計		(144) 144	(54) 54	(253) 253	(19) 19	(25) 46	(496) 517

注 1 : ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2 : 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

四日市市霞二丁目 1 番地の 1 四日市港管理組合 経営企画部 整備課

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---